

全麺連PL総合保険

(生産物賠償責任保険、食中毒・感染症利益担保特約条項)

募集のご案内(新規・継続)

全国製麺協同組合連合会の
組合員以外は加入できません

PL法に対応した
全麺連組合員の皆さまへの
全国制度

新規・継続加入ともに必ず、「全麺連PL総合保険 加入依頼書(兼売上高申告書)」を送付してください。

《ご加入の流れ》

①全麺連PL総合保険加入依頼書の送付

全麺連PL総合保険加入依頼書(兼売上高申告書)に必要事項を記入・捺印し、全麺連にFAX(または郵送)ください。見積書・請求書をご送付します。

※売上高の記入がない場合、
お見積りできません。

継続契約締切日:6月24日(金)
新規契約締切日:7月 8日(金)

②請求保険料等の振込

7月初旬より順次『PL総合保険見積書・請求書』が郵送されますので、ご確認のうえ、見積書・請求書に記載の振込口座へお早めにお振込みください。

振込締切日:
7月26日(火)

③加入者証の送付

8月中旬頃「PL総合保険加入者証」を送付します。
保険開始後2か月を過ぎても加入者証が届かない場合は、
お問い合わせ先までお問い合わせください。

保険期間:2022年9月1日午後4時
~2023年9月1日午後4時(1年間)

※保険期間の途中で加入することもできます。

(保険開始は中途加入の請求保険料等が指定口座に着金した翌月1日となります。)



加入対象者:全国製麺協同組合連合会の組合員企業

補償内容

《1》基本プラン

①身体賠償(生産物賠償責任保険)

組合員の皆さまが製造または販売した製品が原因で、他人の「生命や身体」を害する人身事故が日本国内で発生し、法律上の損害賠償責任を負う場合、被害者に支払わなければならない損害賠償金や争訟費用等につき免責金額(自己負担額)を超過した金額をお支払いします。ただし、保険金額を限度とし、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合にかぎりです。

<具体例>

- 食品が腸炎ピブリオ菌に侵されていたため、お客さまが食中毒にかかった
 - 食品に異物が混入していたため、お客さまが口内をきった
- など

②休業補償(食中毒・感染症利益担保特約条項)

日本国内で発生した次の①～③の事故により、営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および特別費用の損失を15日間分を限度※1として、保険金額(休業補償保険金額)の範囲内※2で補償します。また、感染症の発生またはその疑いがある場合、施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用を補償します。

- ①被保険者の営業施設における食中毒または感染症(注1～3)の発生
- ②被保険者の営業施設で製造、販売、提供した食品に起因する食中毒の発生
- ③被保険者の営業施設が食中毒または感染症の病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置

※1 感染症による事故に対する補償期間は、14日が限度となります。

※2 事故の種類によっては支払限度額が異なります。

■お支払いする保険金の算出方法

お支払いする保険金＝

収益減少額×利益率-支出を免れた付保経常費(節約費用)+収益減少防止費用(特別費用)

(注1)対象となる感染症は、下表のとおりです。

対象となる感染症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(注2)対象となる感染症は、事故が発生した時(その感染症が保険の対象となる施設において発生した時)において、上記の感染症に該当するか否かで判断されます。

(注3)感染症予防法に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザについては、対象となりません。新型インフルエンザ、再興型インフルエンザについては損保ジャパンにご確認ください。

《休業補償限度額表》(支払限度日数:15日間)

売上高	3,000万円 まで	6,000万円 まで	9,000万円 まで	1億2千万円 まで	1億5千万円 まで	1億8千万円 まで	2億1千万円 まで	2億4千万円 まで	2億7千万円 まで
休業補償 保険金額	100万円	200万円	300万円	500万円	600万円	700万円	800万円	1,000万円	1,100万円

売上高	3億円 まで	3億3千万円 まで	3億6千万円 まで	3億9千万円 まで	4億2千万円 まで	4億5千万円 まで	4億8千万円 まで	5億円 まで	5億円 超
休業補償 保険金額	1,200万円	1,300万円	1,500万円	1,600万円	1,700万円	1,800万円	2,000万円	2,100万円	個別にご案内 します。

※売上が実際と著しく異なりますと「保険金」をお支払いできない場合がありますのでご注意願います。売上高は直近の会計年度のものにあわせてお申込みください。休業補償の請求保険料等、保険金額は、売上高に対する粗利益の3～5%として算出しております。貴社の実情と著しく相違がある場合は、お問い合わせください。休業補償の保険金額は、タイプに関係なく売上高に応じて一律です。

《2》オプション

①財物賠償(生産物賠償責任保険)

組合員の皆さまが製造または販売した製品が原因で、他人の「財物」を壊したりするような物損事故が日本国内で発生し、法律上の損害賠償責任を負う場合、被害者に支払わなければならない損害賠償金や争訟費用等を保険金額の範囲内でお支払いします。(ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。)ただし、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合にかぎりです。

<具体例>

- 仕出し弁当業者に納品した食品に異物が混入しており、弁当を処分した場合
- など

加入タイプ

加入タイプは下記からお選びください。オプション(財物賠償)の保険金額は、基本プランの身体賠償と同額となります。(注)1事故支払限度額と保険期間中の支払限度額は同額となります。売上高に応じ請求保険料等が変わります。下記請求保険料等は参考例です。

※約17.5%の制度運営費を含んでおります。

＜保険期間 1年＞

タイプ名	Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ	
	基本プラン (身体賠償+休業補償)	オプション (財物賠償)	基本プラン (身体賠償+休業補償)	オプション (財物賠償)	基本プラン (身体賠償+休業補償)	オプション (財物賠償)
生産物賠償保険金額	1億円		2億円		3億円	
休業補償保険金額	A~Cタイプ全て同一の保険金額で、売上高に応じて設定されます。					
売上高5千万円	8,340円	1,750円	10,140円	1,950円	11,740円	2,000円
売上高1億円	16,750円	3,500円	20,350円	3,900円	23,550円	4,000円
売上高3億円	42,660円	8,930円	51,840円	9,950円	60,000円	10,200円
売上高5億円	61,330円	12,780円	74,470円	14,240円	86,150円	14,600円
売上高10億円	88,150円	18,200円	106,940円	20,280円	123,580円	20,800円
自己負担金額(免責金額)	10万円					

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合			
<p>【生産物賠償責任保険】</p> <p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(財物の損壊についてはオプションでの補償となります。)</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりず。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>*事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p> <p>【休業補償(食中毒・感染症利益担保特約)】</p> <p>次の①~③の事故により、営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用の損失を15日間分を限度※1として、保険金額(休業補償保険金額)の範囲内※2で補償します。また、感染症の発生またはその疑いがある場合、施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用を補償します。</p> <p>①被保険者の営業施設における食中毒または下記感染症の発生</p> <p>②被保険者の営業施設で製造、販売、提供した食品に起因する食中毒の発生</p> <p>③被保険者の営業施設が食中毒または下記感染症の病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p>※1 感染症による事故に対する補償期間は、14日が限度となります。</p> <p>※2 事故の種類によっては支払限度額が異なります。</p> <p style="text-align: center;">対象となる感染症</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)</td> </tr> <tr> <td>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)</td> </tr> </table>	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	<p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 <p>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など</p> <p>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など</p> <p>【休業補償(食中毒・感染症利益担保特約)】</p> <p>次のような損害については、保険金のお支払いができません。</p> <p>①故意または重大な過失による法令違反に起因する事故</p> <p>②地震、噴火、津波、高潮または洪水</p> <p>③戦争、革命、内乱、暴動、その他の秩序の混乱に起因する事故</p> <p>④脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為に起因する事故 など</p>
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱				
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)				
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)				

請求保険料等の振込先

全麵連PL総合保険加入依頼書(兼売上高申告書)のご提出後、売上高を確認し、請求保険料等のご案内をします。請求保険料等のご案内後、下記振込口座にお振込みください。

《請求保険料等振込口座》

みずほ銀行 本所支店 普通預金口座 1628169

名義 全麵連PL総合保険 (注)振込手数料は各自ご負担ください。

《中途加入について》

この保険は、保険期間の途中から加入することができます。中途加入をご希望の際は、お問い合わせ先までご連絡ください。なお、保険期間中途中加入の請求保険料等が上記指定口座に着金した翌月1日午後4時から2023年9月1日午後4時までとなります。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 請求保険料等算出の基礎となる売上高等の、お客様の請求保険料等算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 損保ジャパンが経営破綻した場合または損保ジャパンの業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(損保ジャパンの経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、損保ジャパンが経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその請求保険料等を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができるとをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 実際にご契約いただくお客様の請求保険料等につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低請求保険料等(注)は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低請求保険料等とは、この保険を解約した場合、または、概算請求保険料等方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく請求保険料等をいいます。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより請求保険料等を返還、または未払請求保険料等を請求させていただきますことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 「請求保険料等の確定に関する追加条項」をセットする確定請求保険料等方式のご契約については、請求保険料等をおお客様の最近の会計年度における請求保険料等算出基礎数字により算出します。確定請求保険料等方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の請求保険料等算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

- 加入対象者は全国製種協同組合連合会の組合員企業です。
- 被保険者は、ご加入企業、ご加入企業の役員・使用人でご加入企業の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象となります。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または請求保険料等算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●告知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加請求保険料等のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の請求保険料等が変更前の請求保険料等より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

事故が発生した場合

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

<生産物賠償責任保険の場合>

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

<休業補償(食中毒・感染症利益担保特約)の場合>

- ①保険金請求書
- ②操業状況等報告書
- ③損失および損失の額を確認するものとして、営業収益の計画値および実績値が確認できる書類
- ④支出を免れた経常費の内訳が確認できる書類
- ⑤収益減少防止費用の内訳が確認できる書類
- ⑥直近の事業年度(1年間)の決算書類
- ⑦その他損保ジャパンが定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に損保ジャパンが交付する書面等において定めたもの

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 損保ジャパンに対する保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行使することができます。ただし、特定感染症または指定感染症による事故における損保ジャパンへの保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行う日時が確定した時から、行使することができます。また、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合において、被保険者が概算払を請求するときは、被保険者は、収益減少防止費用を除く保険金について、毎月末に保険金請求権を行使することができます。

● 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

● 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

● 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 <通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

MEMO

A large rectangular area defined by a dashed border, intended for writing a memo. The area is mostly blank, with some faint, illegible text visible in the background, likely from the reverse side of the page.



お問い合わせ先

【契約者】

全国製麺協同組合連合会

〒135-0004

東京都江東区森下3-14-3（全麺連会館）

TEL: 03-3634-2255（平日 9:30~17:00）

FAX: 03-3634-1930

【取扱代理店】

株式会社JTBビジネストランスフォーム
保険事業部

〒140-8602

東京都品川区東品川2-3-11（JTBビル4階）

TEL: 0120-981-756（平日 9:30~17:30）

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL: 03-3231-4678（平日 9:00~17:00）

FAX: 03-3231-7835

●事故のご相談、ご連絡窓口

事故が起こった場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日／午後5時～翌日午前9時

土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

※損保ジャパンでは、PLリスク分析サービス等のご案内（有料）を準備しております。ご検討の際にはお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

新規・継続加入ともに、必ず加入依頼書をFAX・または郵送してください。

全麺連PL総合保険加入依頼書（兼売上高申告書）

（生産物賠償責任保険、食中毒・感染症利益担保特約）

全国製麺協同組合連合会 御中

FAX：03-3634-1930

（郵送の場合：〒135-0004 東京都江東区森下3-14-3全麺連会館）

申込人（加入者）および被保険者は、募集文言または損保ジャパン日本興亜のホームページ（<http://www.sjnk.co.jp/>）

に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

下記の売上高は直近会計年度の売上高に基づき記入したものに相違ありません。

申込日 年 月 日

加入者番号			
会社名	フリガナ		
代表者名			印
	全国製麺協同組合連合会組合員であることを確認し、本保険に加入します。		
住所	〒		
電話			
FAX <small>（お持ちの場合必ずご記入下さい）</small>			
加入プラン	基本プランのみ		基本プラン+オプション
加入タイプ			

《直近の会計年度による売上高（万円）》保険料の見積もりのため必ずご記入ください。

直近の売上高	万円
必ずご記入ください。	

＜ご注意＞

- ・加入依頼書（兼売上高申告書）の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ・この保険契約と補償内容が重なる他の保険契約がある場合は、ご記入ください。

他の保険契約
保険会社名：
保険金額：

《手続きの注意点》

①現在の契約内容に変更がないか確認ください。（継続の場合）

継続加入につきましては、現在の契約内容を打ち出ししています。

会社名、住所、契約内容等に変更がある場合は変更する箇所を二重線で抹消後欄内の余白に変更内容を記入してください。

②売上高の記入

直近会計年度の売上高を記入してください。売上高の記載がない場合お見積もりができません。必ずご記入ください。

③加入依頼書（兼売上高申告書）の返送

記入後の加入依頼書（兼売上高申告書）を返送してください。

返送先 FAX：03-3634-1930

④見積書・請求書の受領と保険料の振込

見積書・請求書を郵送いたします。

見積書・請求書記載の振込口座にお振込みください。（手数料は加入者負担です。）

